

公益財団法人 日本テニス協会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）定款第71条第2項に規定する個人情報の保護に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(3) 従業者

本会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者(役員、派遣職員、パート職員、アルバイト等を含む)

(4) 個人情報保護マネジメントシステム

本会が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査、及び見直しを含む本会内のしくみのすべて

(5) 個人情報保護管理者

会長より任命され、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

(6) 監査責任者

会長より任命され、客観的な立場により監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者

(7) 教育責任者

個人情報保護マネジメントシステムの重要性を理解させるための教育・啓発を行う責任と権限を有する者

(8) 利用

本会内において個人情報を処理すること

(9) 提供

本会以外の者に、本会の保有する個人情報を利用可能にすること

(適用範囲)

第3条 本規程は、本会の従業者に対して適用する。

2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図る。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行う。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行う。

(特定の機微な個人情報の取得・利用・第三者提供の禁止)

第5条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合および本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りではない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活

(取得の手続)

第6条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得る。

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得る。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性
- (3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合は、その旨
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び当該情報を与えなかった場合における本人に生じる結果
- (5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外から間接に個人情報を取得する場合の措置)

第8条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得る。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第2号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第9条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するため必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。

- 2 個人情報の移送・送信をインターネットに介して行う場合は、当該個人情報を暗号化又はパスワードによるアクセス制限を行う等、厳格なセキュリティ対策を講じるとともに、移送・送信先の確認を徹底する。
- 3 個人情報を情報システム関連機器又は当該機器に関連する記憶媒体を用いて移送する場合は、当該個人情報を暗号化又はパスワードによるアクセス制限を行う等、厳格なセキュリティ対策を講じる。

第4章 個人情報の利用

（個人情報の利用の原則）

第10条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できる。

（個人情報の目的外利用）

第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により本人に通知して、事前の本人の同意を得る。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得て行う。

（個人情報の共同利用）

第12条 個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得て行う。

（個人情報の取扱いの委託）

第13条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得て行う。

第5章 個人情報の第三者提供

（個人情報の第三者提供の原則）

第14条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、第7条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得る。

3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得て行う。

第6章 個人情報の管理

（個人情報の管理の原則）

第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の状態で管理する。

（個人情報の安全管理対策）

第16条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、

個人情報（紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じる。

- 2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許された者が保管する。
- 3 個人情報の保存されている端末には、ID 及びパスワード等適切なアクセス制限を施す。
- 4 個人情報の保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存する。
- 5 個人情報保護管理者は、本会が保有する全ての個人情報の収集項目、利用目的、保管期間、保管方法、破棄方法などを台帳として管理・作成し、各年度内に一度以上更新を行う。

第7章 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・削除

（自己情報に関する権利）

第17条 本人から自己の情報について開示を求められた場合、合理的な期間内にこれに応じる。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行う。

（自己情報の利用又は提供の拒否）

第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

第8章 個人情報の消去・廃棄

（消去・廃棄の手続）

第19条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的に破壊するなど適切な方法によりそれを行う。

第9章 組織及び体制

（個人情報保護管理者）

第20条 会長は、事務局長を個人情報保護管理者として任命し、本会内における個人情報の管理業務を行わせる。

- 2 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護マネジメントシステムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負う。

（教育）

第21条 個人情報保護管理者は、教育責任者を兼任するものとし、従業者に対して個人情報保護マネジメントシステムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的

かつ定期的に教育・啓発を行う。

(監査)

第22条 会長は、専務理事を監査責任者に任命し、本会内における個人情報の管理が個人情報保護マネジメントシステムに従い適正に実施されているかにつき監査を行わせる。

2 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、会長に対して報告を行う。

3 会長は、本会内における個人情報の管理につき個人情報保護マネジメントシステムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し改善指示を行う。

4 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告する。

5 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、会長及び個人情報保護管理者に対して報告する。

(報告義務及び罰則)

第23条 個人情報保護マネジメントシステムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告する。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく会長に報告し、かつ関係部門に適切な処置を行うよう指示する。

(苦情及び相談)

第24条 個人情報保護管理者は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護マネジメントシステムに関して本人からの苦情及び相談を受け付けて対応する。

第10章 雑則

(見直し)

第25条 会長は、個人情報保護管理者に対し、監査報告書などに照らして適切な個人情報の保護を維持するために、本規程の改廃を含むマネジメントシステムの見直しの検討を指示する。

(細則)

第26条 本協会が保有する個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合の規則及び個人情報保護の教育、開示、監査に関する規則並びに本規程の施行に関し必要な事項は、別に定める細則によるものとする。

(個人情報保護マネジメントシステムの管理)

第27条 個人情報保護マネジメントシステムの見直しを行った際は、当該内容を改定履歴に記載し、管理する。

(改廃)

第28条

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程は、公益財団法人への移行登記日より施行する。

石川県テニス協会個人情報保護方針

石川県テニス協会（以下「本協会」いう。）は、平成 29 年 5 月 30 日に施行された改正個人情報保護法に基づき、自ら取り扱う個人情報を適切に保護すること、安全に管理することが、本協会の社会的責任であることを認識し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」並びに関係法令・規則、その他の規範等および本協会の定める個人情報保護に関する諸規程等を遵守し、個人情報の保護を推進します。

1. 基本姿勢

本協会は、本個人情報保護方針を実行・維持するために、個人情報等の適正な取扱いと保護に関する協会内規程及び体制を定め、本協会の全ての役職員（以下「役職員等」）に周知徹底し、適切な運用がなされるよう維持、改善していきます。

2. 個人情報の取得について

本協会は、個人情報を取得する際は、事前にその利用目的を明確にしてご本人に通知しかつ公正な手段によって個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用目的について

本協会は個人情報について、以下の利用目的の範囲内又はその取得状況から明らかである利用目的の範囲内で利用し、ご本人の同意がある場合又は法令で認められている場合を除き他の目的で利用しません。

- (1) テニス競技の普及、指導・育成および振興を図る公益目的の達成のため、本協会関連業務を遂行するため。
- (2) 国内・国際テニス競技会の主催及び国内で開催されるテニス競技会の後援・公認に関する情報提供、勧誘行為を行うため。
- (3) その他上記 2 項に関する本協会の関連業務を安全かつ確実に遂行するため。

また本協会は個人情報に関し利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、これを通知します。但し以下の場合に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 利用目的が明らかな場合。
- (2) 利用目的を通知または公表することにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害する恐れがある場合。
- (3) 利用目的をご本人に通知または公表することにより、本協会の権利または正当な利益を害する場合。
- (4) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必

要がある場合であって、利用目的をご本人に通知または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の第三者提供について

本協会は次の場合を除き個人情報を第三者に提供しません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) ご本人が希望されるサービスを提供するために、本協会が業務を委託する業者に対して提供が必要な場合。

またご本人からのお申し出により、情報提供は停止します。但し特定個人情報等については、法令で認められている場合を除きいかなる第三者にも提供または開示することは致しません。

5. 個人情報の取扱いの委託

本協会は業務を円滑に進めご本人により良いサービスを提供するため、保有する個人情報等についてその取扱いを外部に委託する場合があります。その場合は個人情報等を適法・適正に取り扱っている者を選定し、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

6. 個人情報の管理について

- (1) 本協会は個人情報を正確かつ安全に管理します。
- (2) 本協会は個人データの第三者提供を行う場合のトレーサビリティ確保について適正な対応をします。
- (3) 本協会は第三者から個人データの提供を受ける場合のトレーサビリティの確保について適正な対応をします。
- (4) 本協会は委託先においても常に監督し安全管理に努めます。
- (5) 本協会は個人情報への不正なアクセス個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するためコンピューター等に対する適正な情報セキュリティ対策等、必要な安全対策を講じます。

7. 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・消去について

本協会は、ご本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合は速やかに対応するとともに、ご本人からの苦情や相談に対して適正な対応をします。

8. 法令等の遵守について

本協会は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。

9. 本方針実行のための対応について

本協会は、この方針を実行するために組織、計画、実施、監査面での対応を行いこれを本協会役職員等に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善します。

この方針は平成30年 4月 1日より施行します。

石川県テニス協会
会 長 岡田 直樹

お問い合わせ先：石川県テニス協会 ジュニア関係

E-mail：ishikawa2017jr@yahoo.co.jp